1　労働安全衛生法第四十四条第一項の第二種圧力容器、小型ボイラー及び小型圧力容器に係る登録個別検定機関の名称の変更

変更前の氏名又は名称	変更後の氏名又は名称	住所	変更年月日
株式会社損保ジャパン・リスクマネジメント	ＮＫＳＪリスクマネジメント株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目二十四番一号	平成二十二年十一月一日

2　労働安全衛生法第四十一条第二項のクレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター及びゴンドラに係る登録性能検査機関の事務所の名称及び所在地の変更

氏名又は名称	変更前の事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の名称	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社団法人日本クレーン協会	道央検査事務所	北海道札幌市中央区大通西十丁目四番十六号	道央検査事務所	北海道札幌市中央区大通西十丁目四番十六号	平成二十二年九月三十日
	北海道地区検査事務所	北海道札幌市中央区大通西十丁目四番十六号			
	東京検査事務所	東京都江東区新木場一丁目十一番七号	東京検査事務所	東京都江東区新木場一丁目十一番七号	
	関東信越地区検査事務所	東京都江東区新木場一丁目十一番七号			
	愛知検査事務所	愛知県名古屋市中区金山一丁目十二番十四号	愛知検査事務所	愛知県名古屋市中区金山一丁目十二番十四号	
	中部地区検査事務所	愛知県名古屋市中区金山一丁目十二番十四号			
	大阪検査事務所	大阪府大阪市都島区片町二丁目二番四十号	大阪検査事務所	大阪府大阪市都島区片町二丁目二番四十号	
	近畿地区検査事務所	大阪府大阪市都島区片町二丁目二番四十号			
	広島検査事務所	広島県広島市南区京橋町一番二十三号	広島検査事務所	広島県広島市南区京橋町一番二十三号	
	中国地区検査事務所	広島県広島市南区京橋町一番二十三号			
	愛媛検査事務所	愛媛県松山市大手町一丁目一番二号	愛媛検査事務所	愛媛県松山市大手町一丁目一番二号	
	四国地区検査事務所	愛媛県松山市大手町一丁目一番二号			

3　労働安全衛生法第四十一条第二項のボイラー及び第一種圧力容器に係る登録性能検査機関の事務所の所在地の変更

氏名又は名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の名称	変更後の事務所の所在地	変更年月日
株式会社損害保険ジャパン	西日本ボイラー検査事務所	大阪府大阪市中央区瓦町四丁目一番二号	福岡検査事務所	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目十二番六号	平成二十二年十一月八日
	九州地区検査事務所	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目十二番六号			

○農林水産省告示第百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡四万十町井崎字大平一一九一の一六

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県四万十市西土佐岩間字近谷山四九三の一、四九三の二五

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町清水下分字上石休場三九五の二、二〇九六の二、字石休場二〇八三の一、二〇九二、字除川二一三九、仁淀川町用居字熊頭丙一六四五の六、丙一六七五の三、長坂字北畑二一一の二・二一一の一四・二一一の二一・二一一の二二・二一一の二八・二一一の二九・二一一の三五・二一一の三六（以上八筆国有林）、二一一の四から二一一の七まで、二一一の一六から二一一の一九まで、二一一の二四から二一一の二六まで、二一一の三一から二一一の三三まで、字北畑ノ前二一八の六から二一八の九まで（以上四筆国有林）、二一八の一から二一八の五まで、大渡字クリノカ一三四の一、一三四の二、四一五の一、字カキノガワチ三二八、三二九の一、字マルバタケ一四三の二、一四四の二